平成２８年（フ）第３６８７号
東京都千代田区富士見２丁目14番11号　富士見郵政宿舎604号
破産者　山崎　紘平
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４５４号
大阪府八尾市高安町南１丁目51番地　エスペラント高安601号、前住所大阪府八尾市東山本町４丁目２番８―507号
破産者　辻村実業こと　辻村　美樹
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６２８号
大阪府豊中市服部南町２丁目５番15―306号
破産者　島　　弘子（旧姓藤井）
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７７２号
大阪市大正区小林東２丁目３番４―107号
破産者　**𠮷**　恵一朗
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７８７号
大阪府茨木市新堂３丁目14番７号
破産者　アフロディーテこと　末岡　雅美
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８１９号
大阪府吹田市青山台２丁目７番１―406号
破産者　笠原　　健
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８２３号
大阪府東大阪市小若江３丁目10番26号
破産者　ペケカンパニーこと　重田　雄行
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６５号
兵庫県加古川市加古川町粟津391番地（川岸方）、従前の住所兵庫県加古川市加古川町北在家622番地の11
破産者　國見　勇人
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３６６号
兵庫県姫路市白浜町乙864番地８大塩屋荘
破産者　大釜由益子
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４３６号
兵庫県神崎郡福崎町高岡1511番地４
破産者　大杉　瑞穂
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２３７号
奈良市あやめ池南１丁目２番12号　あやめ池いずみハイツ105号
破産者　前川　博史
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２３８号
奈良市あやめ池南１丁目２番12号　あやめ池いずみハイツ105号
破産者　前川あゆみ
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第６２４号
北九州市小倉南区下曽根４丁目27番10号
破産者　副島れい子
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６６９号
北九州市八幡西区光明２丁目３番７号
破産者　丸井　光明
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４３８号
熊本県菊池市泗水町福本1309―13　ベルメゾン泗水102号、住民票上の住所熊本県合志市須屋2788番地
破産者　坂口　博文
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２９号
熊本県玉名郡和水町久米野102番地
破産者　嶋田　　司
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第２３３号
宮城県本吉郡南三陸町歌津字長羽２－１　共同宿舎たのうら寮210号室、開始決定時の住所青森県むつ市大曲２丁目１番15号
破産者　工藤　彰輝
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３６５号
盛岡市永井12地割190番地、旧住所盛岡市肴町13番28―1005号
破産者　田中　正樹
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第６７２号
仙台市青葉区二日町16番２―811号
破産者　上林　保志
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係